

# 大阪市生活保護交渉

2020.7.30 西淀川区役所にて

大阪市福井保護課長代理 3名 が対応。 長岡ゆり子市議員同席

**大生連会長あいさつ** 厚労省は「4.7 新型コロナウイルス感染防止のための生活保護業務等における対応」の事務連絡を出した。これに則り、柔軟に保護行政を対応してほしい。西淀川では迅速に申請を受け付け、支給してくれた。しかし、ある区では精神疾患の方に2時間近く面接で聞き取り。後日、生健会と大生連が是正を求めたら、「精神疾患の方だからよく聞き取りをしたので、時間がかかった」と。

コロナで非正規労働者の失業が増え、雇用情勢は好転していない。生活保護がますます求められる情勢だ。

<6月15日参議院決算委員会での首相答弁>

田村議員『生活保護はあなたの権利だ』と政府が国民に向けて広報するときだ  
安倍首相「文化的な生活をおくる権利があるので、ためらわずに（生活保護を）申請してほしい。」

## 申請権、就労指導、決定前の就労指導について

**生野** 申請前に調査権限はあるのか。

**大阪市** 他法他施策の利用が可能かお聞きした上で、申請の意思があれば、申請書を渡している。

**旭** 精神疾患の女性にきつい就労指導がされた。その女性は下痢嘔吐で36キロに激やせして、ワーカーに問うと「そんなことを言った覚えがない」という。女性はひきこもっている。

**大阪市** 現地に確認する。

**平野** 50代男性。5月末に解雇された。6月26日に保護を申請。手持ち金もないのに就労支援サポートに行くよう指導され、ハローワークに行って検索をしたという確認の印鑑を求められた。保護決定までに約1ヶ月かかった。

**大阪市** 現地に確認する。

**大生連** 早く認めよ。

**大生連** 保護法27条の「指導及び指示」は「生活の維持、向上その他保護の目的達成」のためであり、保護利用者の「自由を尊重し、必要最小限にとどめ」「被保護者の意思に反してはならない」としている。

## 他法他施策優先についての確認

**大生連** ある市の福祉事務所に申請に行ったら。他法他施策優先という理由で、社協の生活福祉資金を借りるように言われたこれは正しいか。

**大阪市** **生活福祉資金は他法他施策に該当しない。**

**大 正** ひとり親世帯臨時特別給付金が振り込まれた。担当ケースワーカーに取り扱いを聞いたら、「今のところわかりません」と言われた。女性はどうなるのか心配している。

**大阪市** 国の制度であり、事務連絡を区にもおろしているが、収入認定はされない。

### 特別定額給付金は早く支給を

**浪速** 特別定額給付金の申請を5月末に提出したのに、7/29現在入金されていない。どうなっているのか。

**大阪市** 回答なし

### 申請について

**大生連** 口頭でも申請は認めるか。

**大阪市** 認める。口頭で認めるとしても申請を確認するために書面で提出してもらう。

**大生連** レポート用紙でもよいか。

**大阪市** レポート用紙でもよい。住所・氏名・申請理由は書いてほしい。

**浪速** 保護の申請に行って、家で書こうと申請書をいったん家に持ち帰った。その時の申請日はいつか。

**大阪市** 申請の意思を示した日です。

### エアコンについて

**浪速** エアコンが故障した。修理代を出してほしい。

**大阪市** 買換えや修理代は支給できない。日常のやりくりでしてほしい。

**港** エアコンの貸付を受けた。84歳なので、返済中に死亡したらまわりに迷惑をかけるからと、貸付を受けることをやめた。生活保護で設置できるように国に要望を上げてほしい。

**大阪市** 政令市市長会の要望としてエアコン設置の要望は国に挙げている。

**大生連** 要望している文書の資料提供をしてほしい。

**大阪市** 確認する。

### 【設置できる人は、2018年4月以降】

- ① 保護開始された人でエアコン等の持ち合わせがない
- ② 単身者で長期入院・入所後の退院・退所時にエアコン等の持ち合わせがない
- ③ 災害にあい、災害救助法の支援ではエアコン等をまかなえない
- ④ 転居の場合で、新旧住居の設備の相異により、新たにエアコン等を補填しなければならない
- ⑤ 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受けて転居する場合にクーラー等の持合せがない

⑥ 世帯内に「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる

※熱中症予防が特に必要とされるものとして「体温の調節機能への配慮が必要となる者として、高齢者、障害（児）者、小児及び難病患者並びに被保護者の健康状態や住環境等を総合的に勘案の上、保護の実施機関が必要と認めた者が該当する。」としている。はじめて到来する熱中症予防が必要な時期にあたり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、実施機関が認めたとき。

**大生連** 港の84歳の事例は⑥に該当するのではないか。

**大阪市** 初めて到来するという部分も必要だ。

**大生連** ⑥の項目での自治体の柔軟な対応を求めたい。

**平野** エアコンをつけたいが、5万1000円以下ではみつからない。55000円の場合、認めるか。

**大阪市** 5万円以下でお願いしたい。

**大生連** 検討を要求する。

### 住宅維持費について

**浪速** 市営住宅に住んでいるが、ダニが発生して眠れない。市営住宅管理センターに言ったら本人負担と言われた。西成、住之江では「生活保護利用者は畳の入れ替えなど住宅維持費でつけられる」という業者のチラシが入っており、西成と住之江区では設置しているという。浪速の保護課に問い合わせたら、「そんなことは、うちではやっていない」と言われた。

**大阪市** 使用に耐えられないもの、畳替えなどは住宅補修維持費の申請をしていただいたらよい。

**大生連** ケースワーカーの配置基準について

**大阪市** 次回交渉で回答。

### 生活保護の事務について、課長代理が生活保護の「大阪ルール」と発言した件に関して

**大生連** 大阪市のルールって何ですか。生活保護は自治事務か法定受託事務か。大阪市ルールは撤回してほしい。

**大阪市** 生活保護は法定受託事務です。大阪市ルールについては誤解を与える言い方だった。

### 生活保護の収入申告について

**平野** 収入申告などを郵送で返送するように言われるが、返信用封筒も切手もついていない。どうしたらいいのかわからない高齢者も多い。介護保険の場合は不足書類を送る封筒をくれる。封筒と切手はつけてほしい。

**大阪市** 回答なし